

緊急事態宣言発令に対する対応について

当社では、4月7日に新型コロナウィルス特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受けて、お客様および協力業者ならびに従業員等の生命・身体を守る観点から、下記の対応を行うことといたしましたのでお知らせいたします。 お客様、関係者の皆様におかれましては、このような状況をご賢察いただき、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象範囲

緊急事態宣言発令地域の本社、支店、営業所などの常設オフィス部門

2. 対応期間

2020年4月8日~5月6日まで

3. 対応方針

- ・原則、在宅勤務としてテレワークなどを強化します。
- ・不要不急の出張および移動は原則禁止とします。
- ・会議等の多人数が集まる場所への立ち入りは禁止とします。

4. 対象地域における工事について

施工の継続については、発注者と協議のうえ決定いたしますが、継続する場合は感染症防止対策を徹底いたします。

以上

この件に関する問い合わせ: 髙松建設株式会社 推進本部 広告広報室 03-3455-8101